



熊本県公報

第 1 2 5 8 4 号
平成 29 年 1 月 6 日 (金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立に伴う一部しゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業の廃止	(障がい者支援課) 2
○行政業務支援システム運用管理等業務に係る一般競争入札の参加資格等	(情報企画課) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
○道路の区域変更	(") 4
○道路の区域変更	(") 4
公 告	
○土地改良区合併の認可	(農村計画課) 5
○土地改良区合併の認可	(") 5
○行政業務支援システム運用管理等業務に係る一般競争入札の実施	(情報企画課) 6
登 載 依 頼	
○定時登録における直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会) 9
○定時登録における直接請求の連署基準数	(") 9
○海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数	(") 10
○平成 28 年 7 月 10 日執行の第 24 回参議院議員通常選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(") 10
○平成 28 年度天草地域保健医療推進協議会の開催	(天草地域保健医療推進協議会) 14

告 示

熊本県告示第 1 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により公有水面の埋立てに関する工事の一部しゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 一部しゅん功認可年月日
平成 28 年 11 月 30 日
- 2 一部しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 1 工区
葦北郡津奈木町大字福浜字浜口 4762 の 3 地先並びに字浜口 4762 の 3 に隣接する水路地先並びに字浜口 4762 の 3、字竹迫 4695 の 3、4695 の 31、4695 の 30、4695 の 28 に隣接する無番地地先の公有水面
 - イ 2-1 工区
葦北郡芦北町大字女島字塘田 257 の 3、261 の 2、261、262 の 1、字宮丸 269 の 1、269 の 4、271、273 の 1、273 の 6 に隣接介在する道路地先並びに字塘田 253 の 7、253 の 9、259 の 5、259 の 6、256 の 4、257 の 13、257 の 17、257 の 6、257 の 15 に隣接する無番地地先の公有水面
 - (2) 区域
 - ア 1 工区
次の (1) の地点から (6) の地点までの各地点を順次に直線で結んだ線及び (1) の地点と (6) の地点を結ぶ平成 25 年の春分の満潮位（D. L + 3.69 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (1)の地点 葦北郡津奈木町の国土地理院〔点名(打越)〕三等三角点(北緯32度15分32秒7.438東経130度27分30秒3.628)から13度43分11秒2.109.74メートルの地点
- (2)の地点 (1)の地点から179度43分09秒46.90メートルの地点
- (3)の地点 (2)の地点から181度11分05秒6.82メートルの地点
- (4)の地点 (3)の地点から187度23分31秒34.41メートルの地点
- (5)の地点 (4)の地点から186度22分31秒3.80メートルの地点
- (6)の地点 (5)の地点から267度12分52秒1.38メートルの地点

イ 2-1工区

次の(7)の地点から(29-1)の地点までの各地点を順次に直線で結んだ線及び(7)の地点と(29-1)の地点を結ぶ平成25年の春分の満潮位(D.L+3.69メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (7)の地点 葦北郡津奈木町の国土地理院〔点名(打越)〕三等三角点(北緯32度15分32秒7.438東経130度27分30秒3.628)から14度31分32秒2.023.94メートルの地点

- (8)の地点 (7)の地点から18度46分04秒27.99メートルの地点
- (9)の地点 (8)の地点から109度10分04秒2.70メートルの地点
- (10)の地点 (9)の地点から199度36分27秒0.66メートルの地点
- (11)の地点 (10)の地点から106度56分12秒1.85メートルの地点
- (12)の地点 (11)の地点から104度52分33秒4.19メートルの地点
- (13)の地点 (12)の地点から97度17分04秒13.90メートルの地点
- (14)の地点 (13)の地点から87度16分09秒19.18メートルの地点
- (15)の地点 (14)の地点から83度55分52秒6.32メートルの地点
- (16)の地点 (15)の地点から82度32分41秒13.60メートルの地点
- (17)の地点 (16)の地点から82度19分41秒20.00メートルの地点
- (18)の地点 (17)の地点から82度24分55秒10.00メートルの地点
- (19)の地点 (18)の地点から82度24分52秒10.00メートルの地点
- (20)の地点 (19)の地点から82度24分53秒20.00メートルの地点
- (21)の地点 (20)の地点から82度25分04秒20.00メートルの地点
- (22)の地点 (21)の地点から82度24分45秒7.02メートルの地点
- (23)の地点 (22)の地点から81度14分34秒12.88メートルの地点
- (24)の地点 (23)の地点から78度06分44秒19.42メートルの地点
- (25)の地点 (24)の地点から70度26分39秒18.85メートルの地点
- (26)の地点 (25)の地点から62度20分33秒7.62メートルの地点
- (27)の地点 (26)の地点から56度16分44秒10.74メートルの地点
- (28)の地点 (27)の地点から47度38分26秒11.59メートルの地点
- (29)の地点 (28)の地点から41度34分41秒6.76メートルの地点
- (29-1)の地点 (29)の地点から127度58分19秒14.82メートルの地点

(3) 面積

ア 1工区 407.32平方メートル

イ 2-1工区 3,307.00平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成26年3月10日熊本県指令漁整第43号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部工務課

熊本県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成29年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
甲佐町社協介護保険サービスセンター	社会福祉法人 甲佐町社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護	平成29年 1月31日
熊本県上益城郡甲佐町岩下24番地	熊本県上益城郡甲佐町岩下24		

会長 奥名 克美			
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ケアホーム托生 熊本県天草郡苓北町上津深江 3 4 - 1	社会福祉法人 慈永会 熊本県天草郡苓北町上津深江 2 7 8 - 2 理事長 永野 義孝	共同生活援助	平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

熊本県告示第 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 2 9 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
行政業務支援システム運用管理等業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、営業種目が「情報処理業務」（詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者）に登録されている者に限る。）に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 入札申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 9 年 1 月 2 6 日（木）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
シンフォニ 菊池郡菊陽町原水 1 6 1 5 - 1	N P O 法人シンフォニこ とぼの海はぐくみの森 菊池郡大津町室 1 7 2 8 番地 1 号 テクノ・ヴィ ラ 2 階 S 2 0 8 号室 木村 美智子	就労移行支援	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

熊本県告示第 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町坂本字坂本山 4 6 9 1 番地先から 同所 4 6 9 1 番地先まで	199.3	防交 (災害防除)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 月 6 日

熊本県告示第 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	矢護川大津線	菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫 2 0 3 5 番 1 地先から 同所 2 0 3 4 番 1 地先まで	前	7.5 ～ 9.1	13.4	やさ道交 1
			後	9.1 ～ 10.3		
		菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫 2 0 3 2 番 7 地先から 同所 2 0 3 2 番 3 地先まで	前	17.5 ～ 20.0	31.65	
			後	19.8 ～ 20.0		

区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 月 6 日

熊本県告示第 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町大字登立字筒之浦 2879番4地先から 上天草市大矢野町大字登立字清水迫 2395番1地先まで	前	28.5 ～ 74.6	94.7	
			後	28.5 ～ 81.2		
		上天草市大矢野町大字登立字筒之浦 2862番3地先から 上天草市大矢野町大字登立字東屋敷山 2790番地先まで	前	39.0 ～ 43.0	13.1	
			後	47.2 ～ 49.5		
		上天草市大矢野町大字登立字船江 2991番1地先から 上天草市大矢野町大字登立字東脇 2843番地先まで	前	16.3 ～ 32.3	85.9	
			後	30.0 ～ 51.3		

2 区域を変更する期日 平成29年1月6日

公 告

熊本県公告第1号

迫井手土地改良区、錦野土地改良区及び大菊土地改良区の合併については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成28年12月27日付けで認可したので、同条第3項の規定により合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。

平成29年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 合併により設立する土地改良区
名称 おおきく土地改良区
所在地 菊池郡大津町大字陣内1782番地2
- 合併により解散する土地改良区
名称 迫井手土地改良区
所在地 菊池郡大津町大字岩坂580番地
名称 錦野土地改良区
所在地 菊池郡大津町大字外牧84番地
名称 大菊土地改良区
所在地 菊池郡大津町大字陣内1782番地2

熊本県公告第2号

天明土地改良区、大門樋土地改良区及び三本松土地改良区の合併については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成29年1月4日付けで認可したので、同条第3項の規定により合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。

平成29年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 合併により設立する土地改良区
名称 熊本市南土地改良区
所在地 熊本市南区奥古閑町1905番地1
- 合併により解散する土地改良区
名称 天明土地改良区
所在地 熊本市南区奥古閑町1905番地1
名称 大門樋土地改良区
所在地 熊本市南区奥古閑町1905番地1

- 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなした者であつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていることを証明できること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書及び製品仕様書、カタログ等
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる当該書類は(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年2月3日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)に掲げる入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年2月3日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年2月16日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年2月15日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙による入札の方法
(ア) 日時 平成29年2月16日（木）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班（県庁行政棟本館2階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送による提出を行うときは、平成29年2月15日（水）（必着）までに1(3)に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う

- ものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札
 イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格を本もって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。なお、本入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であつても落札者とならない場合がある。
- (9) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 5 (3) に掲げる申出期限
 イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
 電話番号 096-333-2144
 ファックス番号 096-381-8211
 イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
 Administrative Affairs Support System operation and management service
- (2) Date and Place for tender:
 Date: February 16 2017 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone : 096-333-2144
- (4) Other
 Language : Japanese
 Currency : Japanese Yen

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 29 年 1 月 6 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の 50 分の 1 29, 922
 その総数が 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 287, 010

熊本県選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数及びその総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 29 年 1 月 6 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の 3 分の 1 の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	60, 782
八代市・八代郡選挙区	39, 717
人吉市選挙区	9, 406
荒尾市選挙区	15, 106
水俣市選挙区	7, 275
玉名市選挙区	18, 882
天草市・天草郡選挙区	26, 219
山鹿市選挙区	15, 220
菊池市選挙区	13, 873
宇土市選挙区	10, 402
上天草市選挙区	8, 273
宇城市・下益城郡選挙区	20, 016
阿蘇市選挙区	7, 720

合志市選挙区	15,843
玉名郡選挙区	12,075
菊池郡選挙区	19,686
阿蘇郡選挙区	10,859
上益城郡選挙区	24,299
葦北郡選挙区	6,655
球磨郡選挙区	15,823
その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,950

熊本県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年1月6日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

熊本県有明海区	830
天草不知火海区	846

熊本県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、平成28年7月10日執行の第24回参議院熊本県選出議員通常選挙の公職の候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成29年1月6日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,266,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中島 広美	所属党派	無所属	期 間	5月25日から	第 1 回分
出納責任者		友枝 真			7月25日まで	
収入	7,266,890円			支出	6,526,837円	
主たる寄附				人件費	1,565,000	
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費	277,690	
あべ広美後援会		政治団体	7,266,890	選挙事務所費	266,890	
				集会会場費	10,800	
				通信費	66,607	
				交通費	2,950	
				印刷費	3,227,000	
				広告費	707,632	
				文具費	26,221	
				食糧費	227,372	
				宿泊費	389,141	
その他の寄附	0			雑費	37,224	
その他の収入	0					
今回計	7,266,890			今回計	6,526,837	
前回計	0			前回計	0	
総計	7,266,890			総計	6,526,837	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	336,600円
ビラの作成	928,000円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,440,180円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	216,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	118,800円
	計	3,241,772円

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第 1 回目
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 8 年 7 月 1 0 日 執行 参議院 熊本 県 選出 議員 通常 選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,266,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中島 広美	所属党派	無所属	期 間	7月26日から	第 2 回分
出納責任者	友枝 真				8月29日まで	

収入	7,716,890円		支出	7,708,122円	
主たる寄附			人 件 費	0	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0	
あべ広美後援会	政治団体	450,000	選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通 信 費	26,119	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	1,048,808	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
その他の寄附	0		休 泊 費	0	
その他の収入	0		雑 費	106,358	
今 回 計	450,000	今 回 計	1,181,285		
前 回 計	7,266,890	前 回 計	6,526,837		
総 計	7,716,890	総 計	7,708,122		

報告書受理年月日	平成28年9月5日	第 2 回目
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 8 年 7 月 1 0 日 執行 参議院 熊本 県 選出 議員 通常 選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,266,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	本藤 哲哉	所属党派	支持政党なし	期 間	6月22日から	第 1 回分
出納責任者	佐野 秀光				6月22日まで	

収入	199,000円		支出	199,000円	
主たる寄附			人 件 費	0	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0	
支持政党なし	政治団体	199,000	選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	

		通 信 費	0
		交 通 費	0
		印 刷 費	164,000
		広 告 費	35,000
		文 具 費	0
		食 糧 費	0
その他の寄附	0	休 泊 費	0
その他の収入	0	雑 費	0
今 回 計	199,000	今 回 計	199,000
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	199,000	総 計	199,000

報告書受理年月日	平成28年7月26日	第 1 回目
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 8 年 7 月 1 0 日 執行 参 議 院 熊 本 県 選 出 議 員 通 常 選 挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,266,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松村 祥史	所属党派	自由民主党	期 間	3月30日から 7月20日まで	第 1 回分
出納責任者		古賀 正秋				
収入			16,400,334円	支出		12,794,216円
主たる寄附				人 件 費		3,485,000
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		2,982,476
自由民主党熊本県参議院選挙区第一支部		政党支部	1,400,334	選挙事務所費		2,404,152
				集会会場費		578,324
				通 信 費		74,052
				交 通 費		74,136
				印 刷 費		2,558,625
				広 告 費		2,148,067
				文 具 費		70,616
				食 糧 費		144,581
その他の寄附	0			休 泊 費		366,720
その他の収入	15,000,000			雑 費		889,943
今 回 計	16,400,334	今 回 計				12,794,216
前 回 計	0	前 回 計				0
総 計	16,400,334	総 計				12,794,216

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	320,025円
	ビラの作成	852,600円
	ポスターの作成	1,386,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	197,760円
	個人演説会の立札及び看板類の作成	198,625円
	計	3,119,752円

報告書受理年月日	平成28年7月21日	第 1 回目
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 28 年 7 月 10 日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,266,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松村 祥史	所属党派	自由民主党	期 間	8月15日から 8月15日まで	第 2 回分
出納責任者	古賀 正秋					
収入	16,400,334円			支出	12,873,058円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0	
				家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	20,531	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				宿泊費	0	
				雑費	58,311	
その他の寄附	0					
その他の収入	0					
今 回 計	0			今 回 計	78,842	
前 回 計	16,400,334			前 回 計	12,794,216	
総 計	16,400,334			総 計	12,873,058	

報告書受理年月日	平成28年8月16日	第 2 回目
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 28 年 7 月 10 日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,266,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木下 順子	所属党派	幸福実現党	期 間	5月2日から 7月12日まで	第 1 回分
出納責任者	西下 恵子					
収入	7,949,232円			支出	4,778,532円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0	
幸福実現党熊本県本部	政治団体	7,939,232		家屋費	168,000	
				選挙事務所費	168,000	
				集会会場費	0	
				通信費	246,732	
				交通費	18,340	
				印刷費	1,009,584	
				広告費	3,269,918	
				文具費	3,969	

		食糧費	5,958
その他の寄附	0	宿泊費	6,630
その他の収入	10,000	雑費	49,401
今回計	7,949,232	今回計	4,778,532
前回計	0	前回計	0
総計	7,949,232	総計	4,778,532

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回目
----------	------------	------

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成28年度天草地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年1月6日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成29年1月23日（月）午後3時00分から午後5時00分
- 2 開催場所
熊本県天草広域本部会議棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題
報告事項
1) 救急医療専門部会の報告について
協議事項
1) 第6次保健医療計画の進捗状況について
2) 天草地域医療構想検討状況について
3) 意見交換
4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）
(電話0969-23-0172)